

自然災害の発生に際して発出された国通知(抜粋)

2 熊本地震関係

番号	日付	題名	概要
1	平成 28 年 4 月 15 日	災害により被災した要介護高齢者等への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系、短期入所系及び通所系事業所のサービス利用については災害等による定員超過利用が認められる。その際の介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。 ・被災のため利用者負担に困難を生じている者については介護保険法第 50 条又は第 60 条に基づき保険者判断により利用者負担を減免できる。 ・被災のため保険料の納付が困難な者については、介護保険法第 142 条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができる。
2	平成 28 年 4 月 17 日	災害により被災した要介護(支援)高齢者の介護保険施設等の利用について	要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能である。
3	平成 28 年 4 月 18 日	熊本地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について	避難所におけるいわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されるため、本通知の添付資料やマニュアルに基づき、保健師等により避難所での保健指導、介護予防等を行うこと。
4	平成 28 年 4 月 18 日	熊本地震及びそれに伴う災害に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について	東日本大震災の際と同様、社会福祉法人の所轄庁と事前協議を行った上で要件を満たす場合は、社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することを認める。
5	平成 28 年 4 月 18 日	平成 28 年(2016 年)熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより介護サービス事業所に提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする。 ・要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)については、下記の取扱いとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被

			<p>保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の新規及び更新等の申請を行う者が、上記の事情により被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる。 ・既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる。 ・要介護認定の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる。 <p>※被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取り扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨すること。</p>
6	平成 28 年 4 月 18 日	平成 28 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護について、一定の条件を満たす場合には訪問看護指示書に記載された有効期間を超えた場合であっても介護報酬を算定できる。 ・避難所や避難先の家庭等で生活している者に対して訪問看護を提供した場合についても、一定の条件を満たす場合には介護報酬を算定できる。
7	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年(2016 年)熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて	今回の地震に伴い被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足することで人員基準を満たすことができなくなる場合についても介護報酬や運営基準等については柔軟な取扱いを可能とする。
8	平成 28 年 4 月 20 日	平成 28 年(2016 年)熊本地震及びそれに伴う災害に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について	住所地と異なる市町村に避難した要介護者等が避難先で地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定がサービス利用前に必要となるところであるが、関係市町村間での手続きについて事後

			的に行う等柔軟に取扱うこととしても差し支えない。
9	平成 28 年 4 月 20 日	平成 28 年(2016 年)熊本地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格認定の取扱いの際、当該被災被保険者についての確認は、当該被災市町村と連絡をすることにより行うが、被災市町村と連絡を取ることができない場合は被災市町村における介護保険の被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどの方法により認定を行って差し支えない。 当該被災被保険者の被災市町村における課税状況等の確認は、当該被災市町村と連絡をすることにより行うが、被災市町村と連絡を取ることができない場合は課税状況等が判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えない。
10	平成 28 年 4 月 22 日 平成 28 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年(2016 年)熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて 平成 28 年(2016 年)熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて(その 2) 	介護報酬については、被災を理由に看護体制加算や個別機能訓練加算等の算定要件を満たさなくなった場合であっても、利用者の処遇に配慮した上で算定を可能とするなど柔軟な対応を可能とする。
11	平成 28 年 4 月 22 日	平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 被災地においては、居宅介護支援事業者等と連携しつつ必要なサービス提供に繋がるよう支援をお願いする。 居宅介護支援等に係る基準及び報酬上の取扱いについて、介護支援専門員 1 人あたり担当数が基準を超えた場合など、通常時は介護報酬が減算される状況であっても減算を行わないなど柔軟な取扱いが認められる。 モニタリングについて、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって可能とする等の柔軟な取扱いを認める。
12	平成 28 年 4 月 22 日 平成 28 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて 平成 28 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(リーフレット) 	国が指定する対象地域に住所を有し、財産に著しい損害を受けた又は収入が著しく減少した被保険者につき、被保険者本人の申し立てに基づき、当面、平成 28 年 7 月までの介護サービス分について支払を猶予する取扱いとする。

13	平成 28 年 4 月 25 日	平成 28 年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について	避難所等に避難している要援護者の中には、認知症などで福祉サービス等を利用する必要がある高齢者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携によりサービス需要を把握し、被災地市町村と周辺市町村の連携により広域的に福祉サービスの利用調整が行えるよう体制を整えること。 ・入所施設においては日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れても差し支えない。
14	平成 28 年 4 月 25 日	平成 28 年熊本県熊本地方の地震に伴い障害者(児)及び高齢者が預金通帳を紛失した場合等における預金の払戻しについて	地震により預金通帳や印鑑を紛失した場合であっても適切な本人確認を行った上で預金払い戻しができるように各金融機関へ依頼しているので、預金の払い戻しを希望する高齢者がいる場合、必要に応じて支援者が同行するなど適切な支援をお願いする。
15	平成 28 年 4 月 26 日	平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について	住宅の全壊、主たる生計維持者の死亡などの被害を受けた要介護者等については、被保険者証や現金が手元にない場合でも介護サービス利用が可能である。また、一部負担金は猶予・免除されるのでリーフレットにより周知をお願いする。
16	平成 28 年 5 月 2 日 平成 28 年 5 月 31 日 平成 28 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年(2016 年)熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて ・平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(5 月サービス提供分) ・平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて(6 月サービス提供分) 	平成 28 年 4 月の介護サービス提供に関し、被災によりサービス記録が失われた場合などに介護報酬の概算請求を可能とする。 ※概算請求額の算出方法、被保険者証の提示ができない利用者を受け入れた場合や給付管理票が提出されない場合等の介護報酬の算定方法などが示されている。 以降、平成 28 年 5 月のサービス提供分まで概算請求の措置延長がされ、平成 28 年 6 月のサービス提供分

			からは通常どおりの請求に戻された。その際、通常どおりの請求が困難な事業所については、審査支払機関との個別協議の上で請求方法を決定することとされた。
17	平成 28 年 5 月 10 日	雇用調整助成金を活用した雇用維持について	熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について特例措置を設けているので、介護サービス事業所においては従業員の雇用維持に努めてもらいたい。
18	平成 28 年 5 月 13 日	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 28 年 9 月 30 日とする措置を指定する件について	平成 28 年 4 月 14 日から同年 9 月 30 日までの間に有効期限が満了する次の事項について、特定被災区域内に事業所を有する者又は居住地を有する者については、その有効期間を平成 28 年 9 月 30 日まで延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護サービス事業者の指定 ・介護老人保健施設の許可 ・介護支援専門員証
19	平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年熊本地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善加算の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えない。 ・被災した介護職員処遇改善加算の対象となる事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。
20	平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いに	緊急避難等のため(介護予防)短期入所生活介護や(介

		ついて(熊本県及び熊本市宛て)	<p>護予防)短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過したとの事例が報告されているので、次の通り取扱いこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災による緊急避難等をしており、避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者等については、災害救助法に基づき、福祉避難所において当該特別な配慮のもと救助が行われるべきものである。 ・被災による緊急避難等について、福祉避難所、かつ、指定居宅サービス事業所等において救助が行われる場合は、当該施設は福祉避難所として災害救助費の適用を受けるものであるが、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う場合には、介護報酬を請求することとなる。 ・被災による緊急避難等が行われている指定居宅サービス事業所等が、福祉避難所の指定を受けていない場合にあつては、福祉避難所の指定を遡及して行うなど、柔軟な取り扱いをすることも可能である。
21	平成 28 年 7 月 22 日 平成 29 年 3 月 7 日 平成 29 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その 2) ・平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて ・利用者向けリーフレット ・事業所向けリーフレット ・平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に係る利用料に関する取扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める基準に該当する熊本地震の被災者で介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者については、平成 28 年 9 月末までの介護サービス分まで自己負担分の支払を猶予する。なお、平成 28 年 10 月 1 日からの介護サービスについては、当該市町村から交付された利用料の免除証明書を提示した者のみ、窓口で利用料の支払いを免除する。 ・食費及び居住費の自己負担分の免除はない。 ・利用料免除証明の提示による自己負担分の免除は平成 29 年 9 月 30 日で終了する。
22	平成 28 年 7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示について ・利用者向けリーフレット ・事業所向けリーフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 10 月 1 日以降は、介護サービス事業所等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとする。 ・被災により被保険者証等を消失あるいは家屋に残

			<p>したまま避難している者が、10月1日以降も被保険者証等を提示せずに介護サービスを利用しようとした場合には、その氏名・住所・生年月日・負担割合の申告を受けた上でサービスを利用できることとする。その際、速やかに被保険者証の再交付申請を行うよう促し、被保険者番号等を事業所へ連絡するよう伝えること。</p>
23	平成28年7月28日	平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について	<p>災害救助法が適用された市町村の被保険者に係る要介護・要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算(有効期間を延長)することができる。</p>